

多重債務問題及び消費者向け金融等に関する
懇談会
第12回議事録

消費者庁消費者政策課

第12回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会
議事次第

日時：平成30年12月26日（水） 13:30～

場所：中央合同庁舎第7号館 13階 共用第1特別会議室

1. 開 会
2. 冒頭挨拶
3. 多重債務者対策をめぐる現状及び施策の動向について
4. 意見交換
5. 閉 会

○山本座長 それでは、定刻となりましたので、第12回「多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催いたします。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

会議の開会に当たりまして、左藤副大臣から御挨拶をいただきたいと思ひます。

それでは、左藤副大臣、よろしくお願ひいたします。

○左藤副大臣 どうも皆さん、こんにちは。御苦勞さまです。会議の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げたいと思ひます。

構成員の皆様におかれましては、年末かつ御多用のところ、御出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げたいと思ひます。

現在、貸金業法と多重債務問題改善プログラムに沿って関係省庁が連携して、多重債務問題に対して対応をしております。多重債務にかかわる消費生活相談の件数もピーク時の3割程度まで減少するなど、着実に取り組みが進んでいると聞いております。

しかし、無担保、無保証の借入れが5件以上ある方が多数おられ、取り組みを継続する必要がございます。今後も関係府省庁や関係者の皆様と連携し、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

本日の懇談会では、事務局から、多重債務問題への対応状況を御紹介させていただきます。そのほか、構成員の皆様からの御指摘を踏まえ、銀行カードローンの問題への対応やギャンブル等依存症対策などについて御紹介をさせていただきます。また、御出席の皆様による話題提供もあると伺っておりますので、忌憚のない意見交換等をお願い申し上げます。

最後になりますが、今後とも多重債務問題の解決に御理解・御協力を賜りますようお願いを申し上げて、御挨拶にかえさせていただきます。

本当に今日はどうもありがとうございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○山本座長 左藤副大臣、どうもありがとうございました。

なお、左藤副大臣は他の公務のため、ここで退席させていただきます。

○左藤副大臣 御無礼をお許しいただきたいと思ひます。よろしくお願ひ申し上げます。

○山本座長 会議の具体的議事に入ります前に、事務局から構成員の変更と出欠及び配付資料の確認について説明をお願いします。

○内藤課長 事務局でございます。私、消費者庁の消費者政策課長の内藤でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議事に入ります前に、まず、懇談会の構成員の変更につきまして御説明を申し上げます。

議事次第、配席図とともに、構成員名簿をお手元に配付してございます。団体の役員異動を受けまして、今回から新たに構成員に御就任いただいた方を御紹介申し上げます。

日本貸金業協会の今井三夫様でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

なお、本日、杉浦構成員、谷崎構成員、行岡構成員は、御都合により御欠席となっております。

また、本日配付しております資料につきましては、議事次第の下のほうに一覧を御用意させていただいております。過不足等ございましたら、お申し出いただければと存じます。

なお、新里構成員御提出の資料のうち冊子になってございます「2017年破産事件及び個人再生事件記録調査」、浜田構成員御提出の資料につきましては、出席者限りとさせていただいております。御了承いただければと存じます。

それから、机上に御用意させていただいておりますお茶とコップでございます。いつもと少し雰囲気が違うかと思えますけれども、今般、海洋プラスチックの問題解決のための取り組みというものを国民の皆様全体に浸透させるために、従来のペットボトルとプラスチックコップにかえまして、缶と紙コップをお出しさせていただき取り組みを今月から実施させていただいております。海洋プラスチック問題の対策も含めまして、御理解・御協力を賜ればと考えております。

事務局からは以上でございます。

○山本座長 引き続きまして、議事次第に沿って以下の進行をさせていただきます。

これから議事次第の「3. 多重債務者対策をめぐる現状及び施策の動向について」に入りたいと思います。

まず、関係省庁からの説明を受けまして、その後、討論の時間を一括して設けたいと考えております。本日の会議全体で1時間半を予定してございまして、15時が一応の予定時間ということになっておりますので、委員の皆様のお協力をお願い申し上げたいと思います。

それでは、関係省庁からの報告ですが、まずは「(1) 多重債務者相談窓口の整備・強化」について。これは資料1につきまして、消費者庁、金融庁から御説明をお願いいたします。

○消費者庁 事務局でございます。消費者庁消費者政策課の澤野と申しますけれども、私のほうから資料1のうち、1、2、4について御説明を申し上げ、3につきましては、金融庁の銀行第一課様のほうから御説明を申し上げるという形でございます。資料1の1、2について最初に御説明申し上げた後で3を御紹介いただき、また私のほうで4を御説明させていただきます。

では、資料1の1枚目をご覧くださいと思います。前回6月にもおおむね同様の資料をお示ししてございますけれども、「1. 無担保無保証借入残高がある人数及び貸金業利用者の1人当たり残高金額の推移」というグラフでございます。

平成18年のピークの時点に比べまして、ここ数年間、非常に堅調に低下傾向を見せながら推移しているという形でございます。平成30年度におきましては、昨年度に比べまして、いわゆる3件以上無担保無保証借入残高がある方が若干増えているものの、5件以上の方はおおむね横ばい、それから、一人当たりの残高金額については前年度を下回っているという形で、堅調に推移しているという形でございます。

2 ページでございます。多重債務、借金の問題に関連する消費生活相談の概要でございますけれども、やはり同じように、ピーク時に比べまして右肩下がり推移してきているという形でございます。平成30年度につきましては、現時点における途中段階の計上といたしまして1万2000件強という状態でございます。昨年度の同じ時期と比べますと、若干下がっているという傾向でございます。

3 ページに少し事例をおつけしてございますけれども、多様な原因、背景によって借金をどうしても抱えてしまうという状況が見てとれるかと思っておりますけれども、その中でもパチンコ依存といったことを含めて、やはり御相談をいただいているということが見てとれるかと思っております。

上に月次のデータをお示ししております。最近下がり加減になっているのは、集計までに若干時間を要するという形になってございまして、それまでのところを見ると、おおむね横ばいから少し減り加減といった形になっているかと存じます。

2 ポツまでは以上でございます。

○金融庁 続きます。銀行カードローンについて御説明いたします。

4 ページをご覧ください。銀行カードローン残高の推移のほうを示しておりますけれども、足元、本年9月末時点では5兆7800億円と、3月末の5兆8100億円からは300億円の減少となっておりますが、引き続き貸金業者の貸付残高を上回る水準で推移しております。

次に、5 ページのほうに行ってください。当庁では、昨年9月にカードローンの残高の多い12行を対象に立ち入り検査を実施しまして、その結果を中間取りまとめとして公表しております。この点につきましては、前回の6月の懇談会で、私の前任者のほうから説明させていただいているところでございます。

さらに、立ち入り検査先以外の銀行につきましても、検査と同様の着眼点に基づき、本年3月に各行の業務運営に係る実態調査を実施いたしました。これらを取りまとめ、本年8月に銀行カードローンの実態調査結果として公表いたしました。

実態調査の概要につきまして、簡単に御説明させていただきたいと思っております。

6 ページ目をご覧くださいませでしょうか。全銀協の申し合わせ以降の各行の取り組みをお示した図となっております。

年収証明書の取得基準につきましては、約9割の銀行が貸金業法と同水準の50万円超に厳格化しております。

その下でございますけれども、融資上限枠の設定につきましては、上限枠の設定する銀行は約9割に増加するとともに、他行等での借入額を勘案した基準への見直しが進んでおります。

保証会社の審査に過度に依存しているのではないかという点につきましても、保証会社とのコミュニケーションの頻度や内容を拡充し、審査への主体的な関与を進める動きが認められました。

他方、取り組みが十分でない銀行も認められ、改善を促してまいりたいと考えております。

す。

次のページに行っていただきまして、融資実行後の途上管理、つまり、顧客に対する定期的な状況変化の把握につきましてですが、顧客からの年収証明書の再取得など、体制の構築を検討中とする銀行が増えているとはいえ、約3割にとどまっており、取り組みが進んでいない状況が認められました。

この点につきましては、年齢などの属性の変化に応じて対象顧客を抽出し、年収証明書の再取得を求めるといった取り組みを開始している銀行もございます。こうしたベストプラクティスを銀行に展開しながら改善を促してまいりたいと考えております。

その下、広告・宣伝につきましては「年収証明書不要」といった不適切文言は全行で削除されています。また、テレビCMを実施する銀行も約2割に半減しているほか、若年層が視聴する時間帯でのCM放映の自粛など、見直しに向けた取り組みが進んでいる状況です。

また、その下でございますが、業績評価体系につきましては、営業店の担当者に数値目標を設定している銀行は約1割に半減しています。担当者に数値目標を課すことは、顧客ニーズにそぐわない過度な営業推進につながるおそれもあることから、こうした銀行につきましては必要な改善を促してまいります。

次の8ページ目をご覧ください。

今回の実態調査とあわせて、先に検査を実施した12行の直近の取組状況も確認いたしました。詳細は割愛させていただきますが、総じて改善に向けた取り組みが進んでいることが確認されました。

最後に9ページ目でございます。

今回の実態調査の総括といたしまして、銀行カードローンの業務運営につきまして、全体として、申し合わせや中間取りまとめを踏まえた融資審査体制の見直し等の業務運営の改善に向けた取り組みが進んでいることが確認されました。

他方、融資実行後の途上管理につきましては取り組みの進んでいない銀行が多く、進展を注視していく必要があると考えております。

今後とも多重債務の発生抑制の観点から、各行の業務運営が適切に行われているか、引き続きモニタリングしていくとともに、今回の調査で不十分と認められた点につきましては、ベストプラクティスの収集・共有や対話等を通じて具体的な改善策を促し、業界全体の業務運営水準の引き上げに向けた取り組みにつなげてまいります。

御説明は以上でございます。

○消費者庁 続きまして、10ページをお開きいただければと思います。

前回の6月の会議におきまして、ギャンブル等依存症の関係につきまして、平成29年8月に関係閣僚会議での申し合わせがされた内容に即した多重債務関係の取組について、取組実績を含めて事例を御紹介申し上げたところでございますけれども、その後の大きな動きといたしまして、本年の第196回国会でギャンブル等依存症対策基本法が成立いたしましたので、先般、10月に施行されましたので、まず、その内容について10ページで簡単に御紹

介いたします。

御案内かと思えますけれども、ギャンブル等依存症対策につきまして、対策を推進するために基本法の立法が待たれていたところがございますけれども、このたび成立したものといたしましては、右上のほうでございますが、内閣においてギャンブル等依存症対策推進基本計画を閣議決定するという形で、まず、計画をちゃんとつくっていく。それから、10番でございますけれども、ギャンブル等依存症対策推進本部という形で、内閣に官房長官を本部長とする本部をつくって、こちらで案を揉み、かつ、11番にございますような関係者会議の議を経てきちんと当事者の方々の御意向を踏まえた上で計画をつくっていく。かつ、この計画のライフサイクルは3年間で成り立っておりますので、今後PDCAがきちんと回っていくということが期待される形になってございます。

さらに、啓発のための取組といたしまして、6ポツ左下でございますが、啓発週間が毎年5月に設定されているという形になってございまして、11ページをお開きいただければと存じますけれども、推進本部、その下に幹事会が置かれ、かつ、内閣官房のほうで担当の事務局が設けられて、更なる詳細は省略いたしますけれども、今後の進め方、右枠でございますが、来年5月の初回の啓発週間より前、推進計画のほうは4月を目途に閣議決定していこうという形で、今、スケジュールの見立てがされているという状態でございます。

今後こうした形で、体系立った、法律の枠組みに沿ったギャンブル等依存症対策の推進が想定されているところでございます。

これにも関連いたしますけれども、12ページをお開きいただければと存じます。

私も本日の会議の事務局の一翼を担っている消費者庁におきましては、実は本部の副本部長に消費者担当大臣が特定されているというところもございまして、金融庁様を始め、関係省庁と連携させていただいて、特に若者の方々が依存症になると病状が深刻になりやすいということも研究で一部言われているところもございまして、取り急ぎ啓発用の資料を作成させていただいて、関係省庁と連携して公表させていただいたところでございます。

主な啓発事項ということで、左上に星を4つ書かせていただいておりますけれども、誰もがギャンブル等にのめり込みやすい。例えばビギナーズラックであるとか、あるいはストレスといったことからめり込んでしまうおそれがあるということ。

先ほど申し上げましたように、若年のころから始めると、特にパチンコなどで実証データがあることを承知してございますが、病状が深刻になりやすいと言われているようなこと。

一旦のめり込んでしまうと脳内の報酬系の異常ということで、気合や根性といったものでは抜け出せないということ。

また、御本人だけでなく、周囲の方々も認知を深めていただくことが重要でありまして、借金の肩代わりについては特に厳禁であるということについて念を押させていただいているものでございます。

13ページでございますけれども、金融庁様、金融関係の業界団体の皆様におかれても、継続して深度ある取組を進めていただいているところでございまして、濃い青で②のところに枠があろうかと思いますが、一昨年、関係閣僚会議の申し合わせにおいて、貸付自粛の整備をするということで取りまとめをされているところなのでございますけれども、下に矢印がございまして、貸金業協会様、全国銀行協会様における取組状況について簡単に書かせていただいているところでございます。

貸金業協会様におかれましては、30年4月から依存症の方々を対象とするように貸付自粛の制度を拡充しているという状況でございます。

全国銀行協会様におかれましては、29年12月に導入についての基本方針を策定し、30年度中の取扱い開始に向けて、今、体制を整備しているところでございます。

別途それぞれの協会様から御紹介があるかもしれませんが、こちらも3月を目途にというお話と承知してございまして、引き続きこうした形で官民を挙げて取組を深めていくということになっているところでございます。

資料1の説明は以上でございます。

○山本座長 どうもありがとうございました。

関係省庁からの報告の2番目といたしまして「(2) ヤミ金事犯の検挙状況」についての御報告をいただきたいと思っております。資料に2につきまして、警察庁のほうからお願いいたします。

○警察庁 警察庁生活経済対策管理官の鈴木と申します。よろしくお願いたします。

それでは、資料2に沿いまして、ヤミ金融事犯に対する警察の取締り状況等について御説明申し上げます。

載っている内容のうち実は1、3、4につきましては、いずれも数値が平成29年までの数値ということで、6月に御説明した内容と同じですので、本日は「2 主な検挙事例」、ここにつきましては夏に御報告した後、新しいものを入れておりますので、そちらの説明をさせていただきたいと思っております。

まず、資料2の表の一番下を書いてあります「カーリースを仮装した出資法違反等事件」というものでございます。

これは、無登録で貸金業を営む男らが、約9年7か月の間ですけれども、電柱とか防護柵あるいはスポーツ新聞にカーリースに係る広告物を掲示したり、あるいは新聞に広告を載せるということをして顧客を募りまして、顧客約600人に対しまして、実際には車を貸し出すわけではないのですが、カーリース料という名目で法定利息の約11倍から14倍で金銭を貸し付けまして、元利金合計約1億7000万円を受領していた事件であります。今年の3月までに福岡県警察において3人を出資法違反等で検挙しております。

カーリースを装って顧客から車を買取ったことにした金額を貸し付けまして、その後、その車をリース契約するという形で返済金を受け取っていたわけでありまして、実際には、車両の買取査定は形式的に行い、市場価格と乖離した額で買取っている。また、買取

った後も車両の名義変更はしていないということで、実際は借り主の側に車が残っていて、そのまま使える状態であるわけですけれども、表面上はカーリースという形にして返済金を受け取っていたということでもあります。

裏にいきまして「レンタル携帯電話を利用した出資法違反等事件」についてであります。

これは、いわゆる携帯電話を利用した090金融事犯というものでありまして、無登録で貸金業を営む男らが、約3年の間に多重債務者の名簿を基に他人名義で契約されたレンタル携帯電話を利用して勧誘し、全国の顧客約730人に対し、銀行口座に振込送金する方法により、法定利息の約42倍から342倍で金銭を貸し付け、他人名義の口座に振込送金を受ける方法により元利金約4億3600万円を受領していたという事件であります。今年の6月までに警視庁において8人を出資法違反等で検挙しています。

これは、いずれかから入手した多重債務者の名簿を基に、偽名を使って他人名義の携帯電話を利用して勧誘し、顧客の借入額、口座情報を聞き出して、その口座にインターネットバンキングで貸し付けたり、また、返済する顧客に返済金を新たな顧客の口座をして振り込ませたりして、犯行の発覚を逃れようとしておりました。

3つ目の事件です。「インターネット広告を利用した出資法違反等事件」についてであります。

これもいわゆる090金融事犯でありまして、無登録で貸金業を営む男らが約10年4か月の間に、インターネット上にソフトヤミ金〇〇といった架空会社の名称で貸金業の広告を掲載する方法で顧客を募りました。全国の顧客約2,000人に対して、銀行口座に振込送金する方法により、法定利息の約15倍から約292倍で金銭を貸し付け、他人名義の口座に振込送金を受ける方法により、押収した帳簿等で算出ができた今年の1月から7月までの半年間で元利金合計約3億円を受領していたという事件でありまして、11月までに神奈川県警察と岐阜県警察の合同捜査で10人を出資法違反等で検挙しております。この事件は、まだ捜査が続いているところでございます。

事例を3つ紹介いたしましたけれども、警察としては貸金業の規制を免れようとする新たな形態の行為についても、実質的に業としての金銭の貸付けに該当するものにつきましては、厳正に対処しているところであります。

3つ目の事件でソフトヤミ金という言葉が出てきましたけれども、ソフトヤミ金というのは決して被害者に優しいわけではありませんで、要するに、被害者が警察等に相談しないように、相談させないようにするために、高金利で貸し付けるけれども、厳しい取り立ては行わないということで、警察からの取締りを逃れようとしているといったものでございます。

説明は以上でございますけれども、近年、ヤミ金融事犯につきましては一定の鎮静化が図られたように見えますけれども、まだ根絶には至っておらず、新たな手口が次々と現れるなど巧妙化しておりますので、違法行為を行うヤミ金融業者は後を絶たないという状況であります。このような状況を踏まえ、今後とも各関係機関等と連携して取締り、また、

犯行助長サービス対策を推進してまいります。

以上でございます。

○山本座長 どうもありがとうございました。

続きまして、関係省庁からの報告の3番目といたしまして「生活困窮者自立支援制度の動向」につきまして、資料3に基づき、厚生労働省から御説明をお願いいたします。

○厚生労働省 厚生労働省生活困窮者自立支援室です。

本日は、室長が所用のため出席できませんので、代理で失礼させていただきます。

資料3の1ページからになります。生活困窮者への自立支援制度につきまして、前回の会議以降の取り組みについて簡単に御説明させていただきたいと思っております。

この制度は、平成27年に施行されましたが、今回、初の見直しが行われまして、本年10月から改正法の一部が施行されている状況になっています。

今回の改正法では、生活困窮者の自立支援の強化といたしまして、大きな柱としましては、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化であるとか、2つ目に子供の学習支援事業の強化であるとか、3つ目に居住支援の強化を柱としました見直しを行っております。

資料の1ページ目は、その体系図が簡単に書かれております。丸囲みで「改正事項」と記されているところが改正内容になっておりまして、本日の懇談会に関係するところといたしましては、右側の矢印のところの2つ目の○印で、家計再建支援ということで、家計改善支援事業ということになっております。

この事業は、家計の状況を見える化して生活困窮者の方々に家計の状況をわかりやすくしていただき、将来自立した後も引き続き自分で家計が適切に行えるような支援を行っていくということで、今回「家計相談支援事業」から「家計改善支援事業」ということで名称を変えさせていただいております。

2ページ目をお願いします。

実はこの制度は、施行されて既に3年がたっているわけなのですが、就労のところとあわせて、家計相談支援事業につきましても、その実施状況を下にあらわしております。

年々それぞれ増加はしておりますが、全国902自治体がこの事業を実施するわけなのですが、その半分以上のところはまだまだ実施している状況ということで、まだまだ事業実施としたら、それぞれまだ未発展といいますか、発展途上だなと考えております。

あわせまして、各都道府県のばらつきが多いということが、この事業の課題になっていきます。

次のページをお願いします。

そうした中で、今回、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化といたしまして、先ほど言いました902の自立相談支援事業、必須事業でございますが、これとあわせて就労の部分、家計の部分を一体的に実施することを促進してまいりたいと考えております。

その中で、我々としましては、自立を支援する中で、やはり出口の支援をちゃんと充実させなければいけないということで、一体的な実施を図り、包括的な支援体制の強化を促

すということを考えております。

具体的には、まず、両事業の実施を努力義務化したということ。

それから、実施自治体がやりやすいように、複数自治体による広域的な事業実施などについて、国が指針を示しているというものになります。

また、両事業が効果的かつ効率的に行われている一定の場合には、家計改善支援事業の補助率、通常ですと2分の1なのですが、3事業一体的にやっている場合につきましては、3分の2まで引き上げを行っているというインセンティブをつけております。

さらに、下のほうに書いてありますが、都道府県において、市などの事業実施体制の支援であるとか、市域を超えたネットワークなど、こういった支援に対しまして事業を努力義務化して、あわせて国がその事業に要する費用を補助する仕組みも今回の法改正の中で認めております。

これらにつきまして、真ん中あたりに書いてございますが、平成31年度からの3年間を集中実施期間として取り組んで、厚生労働省としましては、事業の実施促進を図っていきたいと考えております。

4 ページ目でございます。

今回の改正法に合わせまして、本制度と他制度の連携について連携通知を発出して、運用上の取り組みを進めているところでございます。

制度施行当初から、多重債務者対策として多重債務者相談窓口であるとか、法テラスであるとか、弁護士会の専門的な支援との連携も含めまして、本人の状況に応じたきめ細かい支援を実施していくということもお願いしております。

5 ページ目をお願いいたします。

今回の改正法を受けまして、新たに連携通知につきまして、一部改正を行ったものの抜粋になっております。

簡単に御紹介いたしますと、この中では生活困窮者自立支援制度と多重債務者対策担当分野との連携としまして、家計相談支援事業実施機関につきましては、家計改善に向けた債務整理等の情報提供であるとか専門的な助言、債務整理に関するような窓口へのつなぎとか同行を行うということで、多重債務者の課題を含めた経済的な問題を解決して、自立に向けた継続的な支援を行っていくことを期待したものになっております。

また、改正法によりまして、福祉事務所設置自治体の福祉分野であるとか就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業の利用勧奨を行うことが努力義務とされております。こういったことで、多重債務相談であるとか、消費者生活担当部署への協力関係を促すような通知内容になってございます。

6 ページ目をお願いいたします。

最後に、今回の改正法の中で、包括的な支援体制の強化の一端としまして、先ほど言いました関係機関間での情報共有を行う会議体の設置ができるようにしております。

具体的には、この会議は支援会議と称しますが、これを法定化しまして、会議体の構成員に対して守秘義務を設けた上で、構成員同士が安心して生活困窮者に関する情報の共有を行うことを可能としております。

こういったことで、関係機関等がそれぞれ把握している、困窮が疑われるような個々の事案につきまして、関係機関のはざままで適切な支援が行われなれないといった事案の発生を防止するとともに、深刻な困窮状態にある世帯など、支援を必要とする人を早期に発見して、確実に相談につなげるような重要な一手法になることを期待しております。

説明は以上になりますが、厚生労働省としましては、改正法の趣旨を適切に広めつつ、引き続き生活困窮者自立支援制度を促進してまいりたいと考えております。

以上です。

○山本座長 どうもありがとうございました。

関係省庁からの報告は以上とさせていただきます。御質問等は次の議事次第4のほうで一括してお受けいたしますので、次に議事次第の「4. 意見交換」に入らせていただきます。

意見交換とございますけれども、本日御出席の構成員の皆様から資料を御提供いただいておりますので、まず、その御報告・御発言をいただき、その後、自由な意見交換へと進んでまいりたいと思います。

それでは、各構成員からの資料の御説明として、最初に竹島構成員からよろしく願いいたします。

○竹島構成員 貴重な時間をいただきまして申し訳ありません。

資料の中で「自殺を予防する地域の取り組みを促進するためのツールキット」のコピーをつくっていただきました。この冊子について簡単に紹介させていただきたいと思います。

WHOは2014年に「世界自殺レポート」を発行いたしまして、この中で「地域は自殺予防において重要な役割を果たす。地域は脆弱性の高い個人への社会的支援を提供し、フォローアップケアに取り組み、スティグマと闘い、自殺で遺された人々を支援することができる」と述べております。

この世界自殺レポートをもとにいたしまして、「地域は自殺予防において重要な役割を果たす」をどのように地域の中で実践していくかということをもとめたのが、この冊子です。

冊子の表紙は、<造形教室>がモナリザのデッサンをみんなで分割して、それぞれが自分のモナリザを描いて、再度1枚のモナリザにする。つまり、地域の取り組みからまた新しい全体像ができるというイメージです。<造形教室>の主宰者の了解を得てこの絵を使用させていただいております。

「ごあいさつ」のところになりますけれども、この冊子はカナダの精神保健委員会の取り組みを背景にして、WHOがそれを世界各国で通用するようという形でまとめております。

1 ページをご覧いただきたいと思うのですがけれども「自殺について理解する」と書かれていまして、自殺が、社会的、心理的、文化的、その他の要因が相互作用して起こってくるということが書いてありまして、この中に失業や経済的損失が調べられているところを見ていただければと思います。

2 ページになりますけれども「なぜ自殺を予防することが重要か」というところで、自殺予防は地域にプラスの影響を与えるということや、地域メンバーの健康と満たされた状態を促進する、介入を同定して促進するために地域に権限を与える、地元のヘルスケア提供者やその他のゲートキーパーの能力を育成すると書かれています。

その下に「なぜ地域は地域予防の重要な役割を果たすのか」ということですがけれども、まず、自殺は、スティグマ、恥や誤解で覆われているということが書かれています。経済的困窮やギャンブルの問題にしる、いろいろな形で相談するとき、相談者自身が恥や誤解というところをつまずくといひましようか、なかなか相談することができない。今後の対策の中では、相談することへの恥や誤解をどのように取り除いていくのかというところが一つ課題ではないかと思っております。

その下のところに、地域のメンバーは、自殺や自殺企図事例の登録が重要であるという問題提起をすることもできる。時には地域メンバーや代表者は、自殺関連行動のリスクがある人々を同定し、群発自殺が起こらないようにするという、いわゆる「ゲートキーパー」の役割を担うかもしれない。恐らく最も重要なこととして、地域は人々に所属感を与えることによって役立つことができる。この所属感が得られるようにすることも、重要な側面ではないかと思っております。

もう時間がございませんので、この冊子自体は4 ページを見ていただきたいと思っておりますけれども、初期準備とか、最初の会合で対話を始めるとか、地域行動計画を作成する、メディアの継続的な動員、地域行動計画のモニタリングと評価をする、地域フィードバック会合という形でまとめてあります。先ほど生活困窮者自立支援法に基づく支援会議と直接つながるわけではないかもしれませんが、地域の課題を共有して、そういう中で地域の目線で対策を進めていくかということについて、どこかで多重債務の問題とか、生活困窮とか、自殺対策とつないで利用していただけたらと思ひまして、紹介させていただきました。

以上です。

○山本座長 竹島構成員、どうもありがとうございました。

続きまして、辻構成員のほうから提出資料の御説明をよろしくお願ひいたします。

○辻構成員 全国銀行協会の辻です。

それでは、説明させていただきます。

まず、ページをめくっていただきますと、全体の目次ということで3 項目ほど書かせていただいております。1、2、3 につきまして説明をさせていただきます。予定であります。

さらに1 枚めくっていただきまして最初に、前回会合、平成30年6 月8 日以降の当協会

の取り組みにつきまして御説明させていただきます。

右下にページがついておりますので、3ページになります。

まず、最近の銀行カードローン残高の推移であります。こちらの表をご覧くださいますと、図表1ということで最近の業態別の残高の推移を記載してございます。

直近の残高でありますと、10月末の残高でございますけれども、全国銀行別、一番上になりますけれども、前月比でマイナス0.2%、前年同月比でマイナス1.2%という数字になっております。

続きまして、4ページになります。

私どもの取り組みの2番目ですけれども、会員向けアンケート調査（第4回）を平成30年10月に実施しております。詳細は後ほど説明させていただきます。

続きまして、5ページの1－（3）になりますが、全銀協にカードローンの専用相談窓口を置いて、相談等の受付を行っております。

こちらの図表3でありますけれども、実際には平成29年10月19日から設置いたしまして、平成30年11月30日までに合計で105件の相談等を受けてございます。

中身といたしましては、一番多いのはローンの返済困難ということで37件でございます。

その下に図表4に記載させていただいておりますけれども、「返済困難」の中にあるとおり、例えば「妻が教育資金を借り入れて返済してきた。その後、夫の私は解雇され、妻も収入が減り返済ができなくなった。どうすればよいか」といった相談をいただいております。

続きまして、1－（4）、6ページになります。

消費者意識調査の実施ということでございます。これは現在第2回目の調査をやっている最中でございます。こちらにつきましては、取りまとめができたところで、当協会のウェブサイトにも、一般の方々もご覧になれるよう公表するとともに、会員に対しまして、今後の取り組み等に活用できるよう共有する予定でございます。

続きまして、1－（5）、7ページになります。

金融経済教育に関する取り組みであります。こちらの図表6をご覧くださいと思います。対象層を中学生、高校生、大学生、社会人に分けまして、それぞれの方々が興味を持ちやすい形での教材、例えば高校生ですとアクティブラーニングの教材を使ったりしまして、将来的に銀行カードローンの利用が想定されます若年層の方々への借り入れやローンに関する啓発活動を強化しております。

続きまして、1－（6）、8ページになります。

こちらは、銀行カードローンに関する多重債務防止啓発活動でございます。図表7でございますけれども、多重債務に関しまして、現在、多重債務防止や若年層の金融リテラシーの向上ということを目的といたしまして、幅広く若年層の方が、現在、スマートフォン等で利用されているSNSにおきまして、啓発の広告を配信させていただいております。

次の9ページは、私どもの銀行カードローンに特化した注意喚起動画でございます。こ

ちらを本年リニューアルしまして、先ほど申し上げましたSNSやニュースサイト、当協会ウェブサイトに掲載しております。

続きまして、10ページ、1－（7）は、消費者信用関係団体4団体による共同キャンペーンであります。

こちらにつきましては、私どものほか3協会さんを含めまして、共同のキャンペーンを行っているということでもあります。具体的には図表8に記載のとおり、右側にごぞいます電車内のステッカーですとか、ATMコーナーへのポスターの掲載等によりまして、多重債務防止に関する啓発活動を行っているということでごぞいます。

続きまして、11ページ、こちらは新しいことですが、1－（8）の貸付自粛制度であります。

先ほどお話がごぞいましたけれども、当協会におきましては、平成31年3月中に運用を開始する予定でごぞいます。その運用を開始するに当たりまして、当然周知活動が必要ということになりますので、図表9でありますけれども、当協会のウェブサイトの本制度の概要ですとか、手続の方法を紹介するページを作成する予定であります。

右側に実際に記載させていただいておりますけれども、周知チラシ、貸付自粛制度と書いてあります縦型のものであります。それから、バナー広告であります。こちらは下の横長の「借りません！ 貸付自粛制度」というものであります。

このチラシにつきましては、加盟金融機関等において活用いただくということを考えております。バナー広告につきましては、当協会の多重債務防止啓発の特設サイトに掲載する予定にしているほか、加盟金融機関等で利用してもらおうということでもあります。

続きまして、2番目のテーマになります。会員向けアンケート調査（第4回）の調査結果であります。

次のページは調査の概要ですので飛ばさせていただきます、14ページになります。

まず、2－（1）といたしまして、審査態勢であります。年収債務比率の算出方法・保証会社に依存しない形での貸付審査でごぞいますけれども、左側の箱の円グラフは、極度設定における年収債務比率の状況であります。

第3回のアンケート時点では、厳格化した会員は約67%、約7割でありましたけれども、今回第4回のアンケート時点では76%、約8割が厳格化しておりまして、一部の銀行で引き続き厳格化という方向で検討を継続していると考えております。

取組事例といたしましては、下に記載させていただいておりますけれども、例えば2つ目、「申込みを受けた際は一律に年収証明書の提出を依頼。未提出の場合は50万円を上限に審査」といった対応がごぞいます。

また、右側の箱の円グラフでごぞいますけれども、こちらは保証会社に依存しない形での銀行による貸付審査に関する状況でごぞいます。

第3回のアンケート時点では83%、約8割の会員が保証会社に依存しない形での貸付審査を行っているという状況でごぞいましたが、今回のアンケートにおきましては、これが

約9割まで増加し、実施していない会員も含めまして、引き続き対応の検討を継続しているという状況でございます。

続きまして、15ページになります。

左側の箱でございますけれども、銀行カードローンの代弁率の推移を踏まえました保証審査の審査方針や審査モデル等の見直し・検証と、右側のカードローンの返済に関する顧客相談体制の整備に関する状況につきましては、いずれも第3回のアンケート時点では、実施、整備している会員はそれぞれ73%と70%で約7割でございましたけれども、今回のアンケート時点におきましては、全ての会員が実施、整備しているという結果になっております。

続きまして、16ページであります。

これまでは取り組みの進展がございました項目を説明させていただきましたけれども、引き続き課題となっている項目もございます。途上管理の点でございます。

左側の箱の円グラフは、貸し付け実施後の定期的な年収証明書の取得に関する状況でありますけれども、今回第4回のアンケート時点におきましては、一部の会員で特定顧客に対する取得を実施しているところもございまして、多くの会員は検討を継続しているといった状況でありまして、これが引き続きの課題だと考えております。

一方、検討を進めている会員の中には、例えば取組事例の2つ目でございますけれども、給与振込口座情報から年収を推計するといった取り組みを実施している会員もあるところでございます。

また、右側の箱の円グラフは、信用情報機関からの定期的な情報取得に関する状況でございますけれども、今回のアンケート時点におきましては、実施しているという会員が約7割まで進捗しているものの、検討中がまだ約2割でございます。検討していないとする会員が1割存在していることもあり、この点も引き続きの課題だと考えております。

続きまして、業績評価でございます。17ページになります。

こちらの資料の真ん中の箱の円グラフと右側の箱の円グラフですけれども、それぞれカードローンに関する数値目標を営業店や営業担当者に設定しているかを示しているものでございますけれども、営業店に対する数値目標を設定している会員が約1割、営業担当者に設定している会員が1割未満にまで減少しているという結果でございました。

次の18ページになります。その他の取り組みであります。

まず、広告・宣伝の見直しにつきましては、こちらの①に記載のとおり、前回の懇談会で一部の会員が取り組みを検討中と申し上げておりましたテレビCMの放映に係る貸金業の自主規制における基準内での対応や、アフィリエイト広告、スマートフォン専用広告に関するモニタリングにつきましては、全ての会員が対応を完了していることを確認してございます。

また、次の②の年収証明書取得基準につきましては、第3回のアンケート時点で引き下げる方向で検討していた会員全てが引き下げを実施したことを確認しております。結果と

して、ほぼ全ての会員が基準の引き下げを実施したということでございます。

そのほか、③になりますけれども、お客様が返済困難に陥ることを防止する取り組みといたしましては、こちらに記載させていただきましたような取り組みを行っており、こうした取り組みを引き続き各行に還元して共有しているという状況でございます。

最後に、当協会の今後の取り組みであります。20ページになります。

今後の取り組みでありますけれども、必要な取り組みを継続してまいりたいと考えておりました、こちらの表のとおりでございます。

まず、会員銀行間の環境認識の共有につきましては、引き続き銀行カードローンを取り巻く環境認識の共有といったものを、当協会の関係会合において継続していきたいと考えております。

次に、会員への適時適切な情報発信でありますけれども、カードローンに関します各方面・関係者からの御指摘をいただいておりますので、こうした指摘も踏まえまして、引き続き会合で共有していきたいと考えております。

最後に貸付自粛制度につきましては、先ほど申し上げましたとおり、平成31年3月中の制度開始に向けて、現在準備を進めている状況でございます。

私の報告は以上でございます。

○山本座長 辻構成員、どうもありがとうございました。

続きまして、新里構成員から資料の御説明をお願いいたします。

○新里構成員 それでは、新里のほうから説明させていただきます。

まず、冊子のほうを少し見ていただければと思います。今回、この懇談会に合わせて準備をさせていただいて、協力いただいた最高裁にも御報告した上で、きょう御提示することによって席上配付ということになっております。今後、日弁連のホームページで公表する予定でございますので、そちらも適宜ご覧いただければと思っております。

開いていただきまして、1ページ目のところで2017年の調査ということになっておりますけれども、これまで6回目になるという格好で、多重債務の状況を経年的に見ていく指標になるかなということで調査しているものでございまして、調査対象は全ての地方裁判所でデータを集めているということになります。

そして、これの1ページ目の右のほう、いわゆる破産者の状態ということについて、この表を見ていただきますと、1番は生活苦・低所得というところがずっと同じような格好になっております。そして、病気・医療費等々がございまして、顕著なのが、ギャンブルのところが4.93%、浪費・遊興費というのが、前回の調査が5.97%から9.25%で増えているという動きが見てとれると思います。

2ページ目のところ、例えば収入のところになりますけれども、破産者の平均月収は12万7270円ということになっておりまして、それも非常に低いということが出ております。

次の3ページ目の右のほうを見ていただきますと、債権者というのは6.75人、9社以内というのが81.5%というデータにもなっております。

債権者の属性につきましては、前回の調査でこれはお出しできませんでしたが、保証という格好で、銀行のカードローンのところが保証するという格好で保証会社が入ってくる。それが増えているという御報告をさせていただきましたけれども、それがこの部分でございます。

次に、7ページの個人再生のところ、右側を見ていただきますと、やはり生活苦・低所得というのが34.08%とずっと多くなってきております。

住宅ローン特則というものもございまして、住宅ローンでの資金だということが24.12%、ギャンブル16.78%、浪費・遊行費20.97%という格好で、破産よりこちらのほうがかなり多くなってきていて、今、ギャンブル等依存症対策が急がれているということは、このデータからも出てきているのかな。

個人再生の場合については、免責不可事由を問わないということになりますので、問題ある事案はこちらのほうで処理されているということで、このような格好になっているのかなと思います。

8ページのところを見ていただきまして、個人再生の収入のところを見ますと、(3)でございますけれども、25万4663円という格好で、自己破産の倍ぐらいということが出て、一定の収入がある人しか使えないということからこうなっていると思います。

以上のようなものでございまして、私もまだ十分精査できておりませんが、資料としてお使いいただければと思います。

次に、とじられているほうの資料について御説明いたしますけれども、ずっとお出ししてきたものでございまして、自己破産の状況についてですけれども、今年の9月段階で5万2676件、前年比1.04増ということになって、この状況でいきますと、平成25年、7万2000件が6万台になったわけですが、今年は7万台にまた上昇するのではないかとということが懸念される状況でございまして、やはり多重債務の問題は過去の問題ではないのだということ。

次のページを見ていただきますと、融資残高と破産の件数等を表にしたものでございます。ただ、最近このデータをずっと出ささせていただいたのですけれども、例えば消費者金融のほうのデータが2兆8000億となっていて金融庁のデータと違いますので、それは出典のところが、消費者金融が金融庁貸金業関連資料集の消費者向け無担保貸付業者の集約だということがあって、例えば金融庁の4兆5000億とかと違っておりますので、今後、日弁連で資料を出すときには、金融庁のほうに合わせる格好で処理をしていきたいと思っております。

最後に、破産のほうだけを見てきたのですけれども、先ほど述べましたように、個人再生のところがどうなっているのかということからすると、きょうは具体的なデータをお出しできませんでしたが、平成23年には個人の再生手続が1万4262件でしたが、昨年は1万1488件、さらに今年度の10月の時点で1万664件、前年比を見ますと大体17%程度の増ということになっておりますので、どうも個人再生のところも見ていかないと全体像がわ

からなかったのかな。

そうすると、例えば7万と1万2000程度になるかもしれませんが、8万、9万人弱の方が年間に法的な手続を行っているという格好で、5社以上の多重債務者が9万人ということと件数的には同じぐらいだということですので、まだ緩めることなく見ていかないといけないのかな。

次回以降は個人再生のほうのデータもお出しするような格好で、こちらも一緒に見ていただければと思っております。

以上でございます。

○山本座長 新里構成員、どうもありがとうございました。

続きまして、浜田構成員のほうから、よろしく願いいたします。

○浜田構成員 浜田でございます。よろしく願いいたします。

本日は、本会議限りで提出させていただいております資料をもとに意見を述べさせていただきますが、お手元にご覧いただけます『月刊金融ジャーナル』の2018年10月号のカードローン検証に寄稿させていただいたものの中の本文から、一部抜粋したものを載せていただいております。

世の中では人生100年時代ということで、お金に対するニーズが今よりも切実感を増してきております。また、銀行カードローンが再び社会問題化するという懸念も否定できない状況にあらうかと思っておりますが、人生の中でローンに頼ってしまう消費者の増加が想定されます。

私、常日ごろから、小学生から大学生までに金融リテラシー教育を行っております中で、この状況を踏まえまして、消費者の啓蒙活動というものが、ローン問題の一時的な鎮静化だけでなく、問題根絶につながる実践的な消費者教育を目指すべきではないかと考えております。それを踏まえて、この資料をもとに大きく3つ意見を述べさせていただきます。

まず、はじめに実践的な金融リテラシー教育とはどういうものであるべきかということなのですが、金融リテラシー教育では、通常、金融の機能ですとか役割、また、お金の運用方法に力が置かれる一方で、借り入れについての説明が余りなされてこなかったのではないかと思います。

金利負担の危険性への言及はありますけれども、カードローンで借りた場合の具体的な問題事例というところまでは、踏み込んでお伝えするということは余り多くなかったのではと考えております。

カードローン問題について、高金利だから使わないほうが良いというだけでは意味がなくて、高金利であっても借りなければ仕方ないと考えてしまう消費者の行動について、具体的に検討する教育でなければ、やはり問題の解決にはならないのではないかと思います。

生活していく中では、生活費に困ったり、まとまった資金が必要になるケースに遭遇することは多くあらうかと思っておりますが、そのような場合に金融面でどう対応するかということをお伝えして教えていかなければ、やはり啓蒙活動とは呼べないのではないかと考えて

おります。

銀行の総量規制を議論する際に、規制を強化すれば消費者がヤミ金融に走るおそれがあるという見方はありましたけれども、だからといって総量規制を避ければ多重債務問題が放置されるということにもなります。

問題の本質ですが、総量規制をした際に別のルートでお金を借りようとする消費者の意識ですけれども、金融リテラシーがないためにそのような状況に追い込まれて、また、そのような状況から逃れる方法に気づかないという問題を未然に防止しまして、また、万が一の場合の対応方法を身につけるため、金融リテラシー教育は、今後はより現実的かつ実践的なものになる必要があるのではないのでしょうか。2つ目です。

金融リテラシー講義に必要な項目として、常日ごろから金融リテラシー教育に携わっているものとしたしまして、やはり資産形成の重要性を説くということだけでなく、今後消費者が陥りがちな金融トラブルの問題をしっかりと伝えることが大事ではないかということを実感しております。

具体的には、ここにも書かせていただいておりますけれども、銀行カードローンによる破綻事例であったり、銀行カードローンが必要と感じた時点で利用できるほかの対処法また問題が起きた場合の相談方法ということが、今後伝えていくには必要ではないかと思えます。

これからの時代は、啓蒙活動は消費者への注意喚起だけでなく、消費者に総合的な金融リテラシーを身につけてもらって初めて、銀行カードローン問題など、本当の意味で収束させることができるのではないのでしょうか。時代の変化に合わせてより実践的に中身を洗練しまして、若者の皆さんが将来、債務問題で困窮しないための具体的な教育が大事になってくると考えます。

最後に成人年齢引き下げと金融リテラシー教育についてですが、2022年4月に成人年齢が18歳、現在は20歳ですが、2歳引き下げられるということで、啓蒙活動を急ぐ必要があるのではないのでしょうか。

ちなみに、未成年者がクレジットカードをつくる場合、現状では親権者の同意が必要ですが、成人年齢が引き下げられれば18歳で申し込みができることとなります。この動きを見越してクレジットカード会社などは、今後若い世代をターゲットとして発行キャンペーンなどを強化すると考えられます。

ですから、大学生、高校生に加えまして、2022年に18歳になる生徒、今の中学生に対しましても金融教育を強化することが大事なのではないかと考えております。

以上、意見を述べさせていただきました。

○山本座長 浜田構成員、どうもありがとうございました。

続きまして、今井構成員のほうから御説明をよろしく願いいたします。

○今井構成員 日本貸金業協会の今井でございます。本年6月に会長に就任いたしました。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、当協会の活動につきまして、資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

今年度上期までに当協会に寄せられました相談、苦情及び紛争解決の受付状況は、お手元の配付資料の2ページから5ページに記載のとおりでございます。相談・苦情・紛争ともに引き続き減少傾向が続いております。細かな点につきましては、後ほどご覧いただきたいと存じます。

最近の動きにつきまして、2点御報告させていただきます。

1点目は、当協会の貸付自粛制度についてであります。資料6ページをご覧いただきたいと存じます。

この制度は、平成22年度から取り組んでおりまして、浪費癖のある御本人の申告により、個人信用情報機関に自粛対象者情報を登録して、貸金業者等の貸し付けの自粛を促す取り組みでありまして、多重債務問題解決に重要な役割を担っていると考えております。

さらに本年4月からは、金融庁などの要請を受けまして、ギャンブル等依存症対策の一環として、ギャンブル等依存症を理由とする申告を自粛の対象項目に追加し、制度の拡充に努めております。

また、来年3月には、当協会と全国銀行協会様が連携し、この制度のさらなる活用を図るべく、拡充の準備を進めているところであります。

まず、貸付自粛の受付状況ですが、資料7ページをご覧いただきたいと存じます。

貸付自粛の相談・問い合わせ件数が、本年度上期2,557件と前年度上期より40件増加いたしております。また、個人信用情報機関への登録件数も1,265件と同じく37件増加しており、年度を通じて増加が見込まれております。

資料8ページでは、本年4月から開始したギャンブル等依存症を理由とする登録状況をお示しいたしております。

上期の登録総件数は1,265件でございます。このうち545件、43.1%をギャンブル等依存症の理由が占めております。今後は、当協会ホームページやリーフレット等を活用して、貸付自粛制度を各消費者センターやギャンブル等依存症に対応する機関などに周知してまいる所存であります。なお、資料9ページにおきまして、本制度の業務フローをお示ししております。御参考にしていただければと存じます。

2点目は、成年年齢の引き下げについてであります。

本件につきましては、協会内の若年層に対する健全な与信のための取組状況を確認し、当局や協会の方々の意見をお聞きして、必要な対応を検討してまいりたいと考えております。

また、こうした事業者の取り組みに加えまして、高校、大学生の若年層への金銭や家計管理等の金融経済教育の取り組みも重要と考えております。

この分野の取り組みにつきましては、資料10ページから12ページにお示ししております。協会設立以来、高校や大学などの教育機関から行政の各機関などに対して、出前講師派

遣講座や全国の消費者センターや成人式での消費者啓発用冊子の無料配布などを行ってきております。今後は関係団体と協働して一層の取り組み強化を図っていきたいと考えているところであります。皆様方の従来以上の御協力と御指導をお願いする次第であります。

日本貸金業協会からは以上でございます。

○山本座長 今井構成員、どうもありがとうございました。

それでは、これまで各省庁から御報告をいただき、さらに各構成員から提出資料の御説明をいただきましたので、以上全体を踏まえまして、これからあと20分ぐらい時間がございますので、皆様からフリートキングという形で御意見・御質問・御指摘等を頂戴したいと思います。

御発言がある方は挙手をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、まず、重川構成員からお願いいたします。

○重川構成員 失礼いたします。2点あります。

まず、1点は、先ほど浜田委員がお話になった金融教育に関する話についてです。学校教育の中では特定教科でなくて、いろいろなところで金融教育がされていると思いますけれども、以前この会議の中でも御紹介があったと思いますが、家庭科の中でその内容が多く含まれています。私自身も教員養成で家庭科にかかわっておりますので、簡単に補足したいと思います。

今回、指導要領が改定され以前に増して、長期的な視野で生活設計するということが加えられて、実際はかなり具体的に、家計管理のことですとか、金利の計算ですとか、非常に細かい内容が入っています。ただ、以前は3年間で4単位必修だったのですけれども、現在は2単位または4単位という選択ができます。受験教科でない中、学校現場で具体的に決めていきますので、学校の先生方から十分な時間が持ちにくいという話を聞いております。4単位としてもなかなかきつい状態だったのが2単位になってしまいますと、先ほどいろいろなシミュレーションをしたり、ロールプレイの話もあったかと思いますが、それもなかなか難しいという話を聞きます。いろいろな教科があっても簡単な話でないと思うのですが、ぜひまた4単位、家庭科以外のところでも結構ですが、具体的にこのような教育ができるようなことを検討していただければと思います。

もう一点、1つめとは全然関係ない話ですが、借りに関する話です。既に廃止が決まっておりますが、福祉医療機構で年金担保貸付が行われています。もう終了が決定しておりますので貸し付けの件数もだんだん減っているのですが、27年度でまだ20万件弱の貸し付けが行われています。

そちらのサイトを見てみると、直近のアンケートが2016年3月に実施されているのですが、利用されている方々の中で、生活福祉資金という制度を認知している方は2割ぐらい。要件として調査の中で項目を挙げていて、その利用要件に該当する方が47.3%という数字になっております。

本来、貸し付けのところで金利的に有利な生活福祉資金に誘導されたほうが良いと思

ますし、これからここで借りられなくなってしまったときに、どこで借りましょうという話になっていったときに、そもそも家計管理の方法等を学ぶ機会があったほうが良いと思います。どうしても一時的に必要なことが発生するような状況がアンケートの中でも出ておりますので、そういう方々が適切なおところに行けるような形で、先ほど厚労省の方から、今後も相談窓口のさらなる拡充を進めていきたいという話があったと思いますが、制度の周知等について迷子にならないといえますか、きちんと必要な方々に届くようなことを検討していただければと思います。

以上です。

○山本座長 どうもありがとうございました。

2点について御意見をお述べいただいたということですのでよろしいですか。それとも御質問の趣旨もありましたでしょうか。

○重川構成員 大丈夫です。

○山本座長 私は教育のほうは余り詳しくないですけれども、成年年齢の引き下げに伴い消費者教育を充実させるということで、政府のほうも省庁横断的な本部をつくるということでありますので、そういうところと連携して、今の重川構成員の御発言なども生かしていただければ考えた次第であります。

それでは、ほかの御意見ですけれども、先ほど浜田構成員から手が挙がっていました。よろしくをお願いします。

○浜田構成員 経済アナウンサーの浜田でございます。

2点ございます。

まず、一つ、先ほど辻構成員からお話しいただきました銀行カードローンに関する全銀協の取り組みについての資料の中の1-(5)の金融経済教育に関する取り組みについてでございますけれども、業界全体で積極的に啓蒙活動を行うという姿勢が強まってきていらっしゃるということを理解いたしました。

ただ、このローンに関する啓蒙につきましては、その目的を明確にする必要があるのではと考えております。

その目的というのは、これ以上多重債務者を出さないということ。したがって、ローンに関する講義といいますのは、多重債務を出さないことに絞るということがいいのではないかと思います。ローンの正しい使い方というよりも、特に学校での若者に対する啓蒙に関しては、ローンの怖さというところを伝えることが大事ではないかと思います。

例えばですけれども、中学生ということで、ここではローンに関する具体的な利用場面を想定したディスカッションを通じて、注意点や適切な利用方法を学ぶ構成に変更と書いていらっしゃるけれども、子供はなかなか自分で判断できない。ましてや、使い方を中学生に教えるというのは、まだリスクがあるのではないかと考えております。大人になって分別がついてからで使い方に関しては、いいのではないのでしょうか。

例えば高金利が生活をどれほど圧迫するかですとか、高金利を負担することの心理的な

圧迫感また多重債務に陥るということはどういうことなのか、ローンによる経済的な破綻ですとか、精神的・肉体的な破綻事例、その上でローンを使わない人生設計や生活方法ということもぜひ取り入れていただければと思っております。

そもそも社会人でなく、未成年、学生である若者が2桁を超える金利でお金を借りて生活する方法を知る必要は、まだないのではないかと考えております。自分で稼いだお金の中で生活をして、貯蓄をすることの重要性を啓蒙するということも大事ではないかと考えております。仮にそれが難しいという場合でも、生活レベルを落とす、ですとか、場合によっては公的補助を受けることを強く推奨するというのも大事ではないかと考えております。

と申しますのも、若者にローンの使い方を教えれば、ローンを使う人は必ず増えてくると思います。たとえローンのリスクを十分に教えたとしても、一方でローンの正しい使い方ということを説明すれば、若い方々は、正しい使い方をすれば問題ないとしてローンを使い始める。

若者は、遊びであったり、勉強であったり、旅行、スポーツであったり、興味のあるものはたくさん持っています。その誘惑に負けない人のほうがまだ少ないかなとも考えております。すなわち、ローンの正しい使い方といった啓蒙活動に関しては、ローンを使う若者を増やすということにつながって、結果として多重債務問題に陥る件数を拡大するという危険性もはらんでいるということは、想定しておきたいところではないかと思っております。

若者に対する啓蒙というのは、ローンのリスク、危険性、また、ローンを使わない生活の方法などもあわせて伝えるということが大事でないか。それが多重債務問題を増やさないための啓蒙だからと考えております。

もう一点ですけれども、ヤミ金事犯の検挙状況について、警察庁の方から御説明をいただきました。

検挙状況の推移ということで、1番目、前回と同じ資料であるということでございますけれども、やはりヤミ金融関係事犯の検挙事件数というのは年々増えてきているということの中で、既に報道されていますが、ヤミ金の新たな手口といたしまして、お客とのやりとりを無料通信アプリのLINEを使って利息などの回収は宅配便で行うなど、摘発を逃れるための手口というものも巧妙化しているということが、報道でもなされております。

また、最近犯罪組織のつながりが一般の人の独立したヤミ金業者というのも増えているという話も取材を通じて聞こえてきておりますけれども、この現状についてはいかがでしょうか。

○山本座長 それでは、警察庁、お願いします。

○警察庁 警察庁でございます。

お尋ねは2点かと思いますが、まず1点目の先般報道された事件で、LINEを使ったとか、回収に際して宅配便で送らせるということでありましたけれども、概要に関して言いますと、犯人同士あるいは犯人、客の間での通信手段として、昔から電話であったり、だんだんメールが普及してきた。最近LINEを若者がやるようになって、かなり広範囲に使われ

ているということで、通信手段というのは本当にどんどん増えてきます。LINEを使っていること自体は、それほど特異とまでは言えないのではないかという気がいたします。

むしろ、今、御指摘のように、昔であれば対面でヤミ金融業者が金を貸して、取立ても対面で行ったというのが、先ほど私が紹介したように、090金融とあって、顔も見ずに電話だけで貸してやって、回収も振り込みでやる。その際に他人名義の口座を使うといったことにだんだん変わってきて、その中で、今度はこうした宅配便を利用しての送金。これは少し新しいやり方かなと思います。

いわゆる振り込め詐欺とかでも、だんだんお金の受け渡しもどんどん変わってきていて、対策がなかなか難しいところがありますけれども、同じような問題が起きているのかなという状態だと思っております。

もう一つ、犯罪組織とのつながりがないものということなのですからけれども、我々も数字で調べているのは、いわゆる暴力団が関与しているものの件数を調べてみますと、例えば平成29年、昨年中のヤミ金融事犯で言いますと、暴力団が関与していた割合というのが大体25%、約4分の1ということですので、もちろん暴力団でないからといって、それがいわゆる一般人と言うのかどうかというのは、またかなり濃いグレーから薄いグレーまでいろいろとあるのだらうと思うのですが、もともと必ずしも暴力団のみというわけでもございませんので、確かにそういう犯罪組織とのつながりがない方であっても、そういうものに手を出す人が一部いるということは事実だと思います。

○山本座長 浜田構成員、とりあえず今の御質問の答えとしてはよろしいでしょうか。

○浜田構成員 ありがとうございます。

○山本座長 そうしましたら、先ほど浜田構成員から辻構成員への御質問なり御意見がございました。何かございますか。

○辻構成員 ただいま浜田構成員から御意見をいただきまして、多重債務の件とローンの怖さといったこと、それから、先ほどの資料で、大学生や高校生に加えまして2022年に18歳になる生徒、今の中学生に対しても金融教育を強化することが大事だという御意見をいただきました。まさにその点は私もとても重要だと考えておりまして、資料としては載せてありませんけれども、先ほどの資料の7ページに、中学生を対象といたしまして「はじめてのお金の時間」という形で、(教材を提示して)このような漫画形式で、中学生が実際に登場する形でパンフレットを作っております。

この中で、先ほどお話がありましたけれども、なかなか難しい話を中学生にしてもわかりませんので、お金を使うということ、お金をためる、お金を借りる、この3つに絞ってテキストを作らせていただいております。

その中で、中学生レベルの教科書や参考書に出てくる形で、多重債務とはどういうものかということ、例えば目の前の借金を返せずほかから借りて返すことで、借金がどんどん雪だるま式に増えていってしまいますよという記述を使わせていただいて、多重債務問題に若干ふれさせていただいているほか、ためると借りるのはどちらがいいのですかと

いった内容も含めさせていただきまして、なるべく絵を使いながら説明をさせていただいている状況でありまして、多重債務問題、それからローンを借りること自体につきましての啓発活動といえますか、そういうことをやらせていただいております。

以上です。

○山本座長 個人的な感想ですが、従来の消費者教育で作成されるいろいろなパンフレットは、いたずらに説明的でつまらないものも多いですね。しかし、今日の辻構成員の資料の9ページのライオンのこれは、非常にインパクトがあつていいなと思いました。少し余談になります。

次に、新里構成員からお願いいたします。

○新里構成員 先ほども述べましたけれども、やはり自己破産の件数の増加傾向は変わらないのではないかと。きっと来年の新聞報道の中で、いつの時点かわかりませんが、5年ぶり自己破産7万件超え、個人再生を含めると8万人、そういう見出しが載るような状況なのではないかと思っています。

ですから、私どもも個人再生のところに目配せが足りなかったなと思っておりますけれども、そのような状況で、実は私、36年弁護士をやつて、多重債務のことをずっとやってきたわけで、本当に今年はこちら数年と比べて、自己破産の申し立てを自分としてもやってきたということで、実務をやりながら、何となくひたひたと多重債務者が増えているのではないかということを実感しているところでございます。

そんな中で、金融庁の今日の資料の8ページのところを見ますと、いわゆる銀行カードローンについての検査実績12行の業務運営という格好で、融資上限枠のところは直近の状況、10行が他行等からの借入額を含め、年収の2分の1までという格好になっていて、素直に読むと、消費者金融は3分の1だね、銀行は2分の1までいいのだねということに金融庁がお墨つきを与えたと読みかねない問題があつて、いずれ多重債務問題がさらに増えていったときに、金融庁がここでそういう資料を出したからでないかと言われかねないところがあるので、私、現状はこうだと言っていることを書いているだけであつて、金融庁が2分の1まではいいのだよということにお墨つきを与えるものではないということは、確認できればいいかなということが一つ。

それから、もう何度言ったかわかりませんが、やはり銀行のカードローンの保証部分のところとあわせて多重債務者の数を見ていかないと、本当の実際はわからないのではないかと。5社以上の借り入れが9万人だとずっと言われてきているけれども、どうもそうでないのではないかと。実務感覚とも合わないよと思っているので、そこを毎回言っているわけですが、なかなか改善が進まないというところで、毎回ではありますけれども、どうなっているかの状況、いわゆる名寄せができるのか、できないのか。どこまで進んでいるのかだけは教えていただきたい。

いわゆる金融庁としてお墨つきを与えて、これでいいのだねということではないですねということと、今の名寄せがどこまでできるのかどうかのお話を聞かせいただければと思

います。

○山本座長 では、金融庁のほうからよろしくをお願いします。

○金融庁 金融庁でございます。

今、2点御質問をいただきました。

2分の1についてですが、そもそもの話としては、貸金業法で貸金業者については3分の1で、先ほどからの御議論にもありますように、銀行については、一旦は法設計のときに整理されているという事実関係を踏まえて、これが現状においての一つの目安としてなっているということを、銀行業界さんの中でもこういう動きがあることを書いたものでございまして、今、新里構成員がおっしゃるとおり、これについて我々としてお墨つきを与えるものではないということでございます

当然、我々として、銀行業界において、今後こういう方々の返済の状況等を踏まえて、きちんと引き続き見ていっていただきたいと考えておりますというのが1点目でございます。

2点目についてでございますが、基本的に我々どもとして、金融機関さんのほうに、自分が貸している方がほかのどういう会社さんから借りているのかの情報をきちんと把握するようにという話はしてございます。

一方、先ほど来、少し話、データも出てございますが、現在、信用情報機関が3つございます。この3つの間での情報共有というものをよりきちんとやっていかなければいけないという問題意識は、我々どもとしても持ってございますので、そのあたりについては今後検討をしていくつもりでございます。

○山本座長 更問があるかもしれませんが、時間が迫ってまいりましたので、詳しくは次回以降ということをお願いいたします。

それでは、渡邊構成員、よろしくをお願いします。

○渡邊構成員 若年層に対しての貸し付けについては、私ども、相談窓口に立ってしまっていて大変気になるのですが、もちろん商品が絡んだ相談なのですけれども、学生ローンについて、非常に簡単にお金が借りられる。もちろん事業者がそそのかしてしまっていて、うその申告をしているという問題がついてきているのですけれども、やはりどうして学生が短時間で60万円もの貸し付けを受けられるのか、問題だと思っています。複数社に短時間のうちにどんどん借りていくと60万円ぐらいは借りられるというケースが、決して珍しくなくあるわけです。

どのようにして与信、審査をなさっているのかということのもよくわからないのですけれども、その点について、成年年齢の引き下げもございまして、事業者側に御協力をしていただいて、厳しく審査をしていただくとか、あるいはローン教育についても厳しくやっていただくしかないかなと思っております。

それから、若年層だけでなくこの短時間で複数件から借りられるという問題は、3分の1の総量規制があっても、年収の低い方が枠を超えた融資を受けていらっしゃるなどとい

うこともありますので、システムの問題があつてなかなか難しいということはお聞きしていますけれども、その審査を慎重にさせていただいて、きちんと審査をした上での貸し付けということを考えていただきたいと思います。

最近はアプリローンも出てきておりました、非常に簡単に24時間借りられるということもありますと、ますますそのあたりのことが曖昧になってくるのではないかと懸念しております。

それから、貸付自粛についてですけれども、もちろん当事者の方が了解しなければできないわけですけれども、当事者の方はそこまでいけないということもあつて、一定の審査制度等を設けて、限定された家族の方等からの相談も受けた上で決めていく、御本人を説得して決めていくという具体的な現実的な制度を考えていただきたいと思っております。

以上です。

○山本座長 どうもありがとうございました。

渡邊構成員からは与信審査の問題と、貸付自粛制度についての御意見をいただきました。

時間が迫ってまいりましたので、残念ですが、このあたりで討議を終了したいと思います。

皆様からいただきました御意見・御指摘につきましては、関係省庁等において施策に活用していただければと思います。どうもありがとうございました。

本日の議事は以上でございますが、事務局から何か連絡事項はありますか。

○事務局 本日は、山本座長、構成員の皆様、貴重な御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

次回の開催につきましては、来年別途調整の上、事務局のほうから御連絡をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○山本座長 それでは、以上をもちまして、第12回「多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を終了させていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。